

令和7年9月24日  
交通政策部

## 管内6地域における地域公共交通利便増進実施計画 の認定について

北陸信越運輸局は、令和7年9月22日付けで、地域交通法に基づき、新潟県見附市、上越市、長野県上田市・青木村、須坂市、木曽地域及び高山村の計6地域における「地域公共交通利便増進実施計画」の認定を行いました。

- 地域公共交通利便増進実施計画とは、地域交通ネットワークの再編・ダイヤ改善等により、利便性の高い運送サービスの持続的な提供を確保するための計画です。  
これまで管内で6件認定されており、令和2年法改正による「利便増進実施計画」創設以降、新潟県では3・4例目、長野県では2・3・4・5例目の認定※となります。  
※両県の認定済案件…新潟県：村上市、柏崎市 長野県：松本地域（松本市・山形村・朝日村）
- 今回認定した各計画の事業概要は以下のとおりです。詳細は別紙をご覧ください。

### 見附市

路線バスからデマンド型乗合タクシーへ転換、コミュニティバスとの通し運賃導入 等

### 上越市（注）今後、市内他区においてもバス路線の再編を実施予定

板倉区での定時定路線のスクールバス混乗からデマンド交通（区域運行）へ転換 等

### 上田市・青木村

住民・観光ニーズに応じた市内バスの路線再編、ゾーン運賃導入、経営基盤強化 等

### 須坂市

住民の外出ニーズに応じた市民バスの路線再編、学生通学乗り放題定期導入 等

### 木曽地域（上松町、南木曽町、木曽町、木祖村、王滝村、大桑村の6町村）

域内全域における運行効率化に向けた幹線・支線の路線再編、ゾーン運賃導入 等

### 高山村

運行効率化に向けた幹線・支線の路線再編、デマンド交通の運行区域拡大 等

- 北陸信越運輸局としては、多くの地域で地域公共交通の再構築が進むこととなるよう、管内各地域の取組について、引き続き支援してまいります。

お問い合わせ

交通政策部 交通企画課 大村、柏、嶋田、酒井、高橋

TEL：025—285—9151

# 見附市地域公共交通利便増進実施計画（概要）

- 見附市では、路線バスの運行終了により交通空白となったエリアにデマンド型乗合タクシーを導入し、移動の足を継続的に確保すると同時に、運行本数や乗降場所の増加などサービスレベルの向上を図る。
- デマンド型乗合タクシーとコミュニティバスとの通し運賃制度を導入することで、デマンド型乗合タクシー利用者の負担軽減並びに街中で  
の周遊性の向上を図る。

## 事業の内容

### ① 路線バス運行エリアのデマンド型乗合タクシーへの転換

【法第2条第13号イ（2）（ii）】

既存の路線バス系統「上見附車庫前＝長岡駅東口線」のうち「田井－熱田」間が運行終了するに伴い交通空白となった当該エリアを、デマンド型乗合タクシーの運行エリアとして新たに設定する。（令和7年10月より）

### ② デマンド型乗合タクシーとコミュニティバスとの通し運賃制度の導入

【法第2条第13号ロ（1）】

デマンド型乗合タクシーの利用者がコミュニティバスに乗り継いで市内を周遊する場合、デマンド型乗合タクシーの利用者に対して配布される乗車証明チケットを提示することで、コミュニティバスに無料で乗車できる運賃制度を導入する。（令和8年4月より）

## 事業の効果

### ・サービスレベル及び利便性の向上

デマンド型乗合タクシーに転換する際に、運行本数を従来の4本/日から7本/日に増加させることで、継続的な移動手段の確保だけでなく、サービスレベルの向上へと繋がる。また、従来に比べて乗降エリアの選択肢が広がることで、旅客の利便性の向上へと繋がる。

### ・街中（市街地エリア）の周遊性の促進

デマンド型乗合タクシーの利用者がコミュニティバスに乗って街中（市街地エリア）を周遊する際の経済的負担が軽減され、街中周遊の促進へと繋がる。

## ■ 事業概要概略図

### ① 路線バス運行エリアのデマンド型乗合タクシーへの転換



### ② デマンド型乗合タクシーとコミュニティバスとの通し運賃制度の導入



- 上越市では、「第2次上越市総合公共交通計画(後期再編計画)」において、「公共交通による市民の日常生活の移動手段の確保」と「将来にわたって持続可能な公共交通ネットワークの構築」に向け、バス路線の評価と地域の実情を踏まえた路線再編と利用促進策に取り組んでいる。
- 具体的には、利用者が減少した定時定路線型のバスに代えて、高齢者や高校生等が利用しやすい移動手段としてオンデマンド交通の導入を行い、公共交通の利便性の向上や移動手段の維持・確保を図る。

事業の内容

区域運行の導入(板倉区)【法第2条第13号イ(3)】

スクールバスへの一般混乗から乗合輸送を切り分け、小型車両とオンデマンド交通システムを用いた区域運行を導入し、停留所を増設(35→63か所)。あわせて、Web予約の導入と、運行時間の拡大を実施。

事業の効果

**地域公共交通の利便性の向上**  
→停留所のきめ細やかな設置と予約に応じた運行により、高齢者等の通院や買物、余暇活動など多様なニーズに対応。  
→時間延長やWeb予約導入で、高校生等が利用しやすいよう整備。

- ・作成自治体 新潟県上越市
- ・事業実施区域 上越市全域
- ・事業実施予定期間 R7年9月～R10年3月

＜上越市全図＞

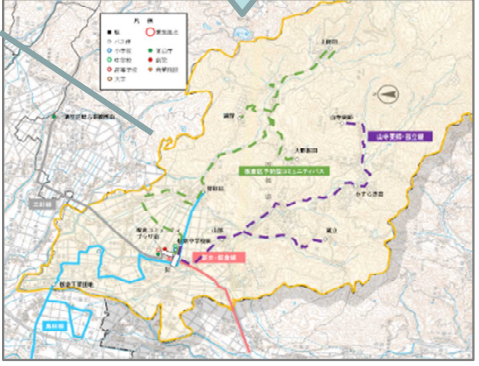
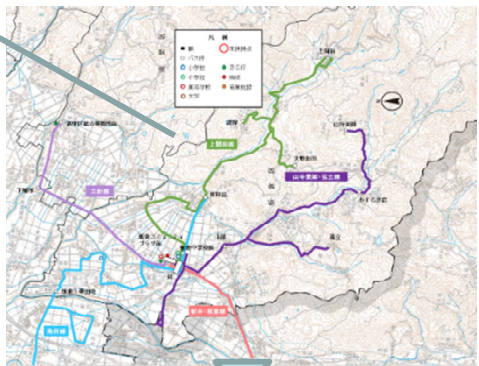


① 区域運行の導入(板倉区)

… 停留所増設、Web予約導入、運行時間拡大

**【再編前】**  
・スクールバス2台に児童と一般の方が混乗  
・運行経路や時刻は固定

**【再編後】**  
・スクールバスと公共交通を分離し、区域運行を導入  
・ニーズに合わせた運行が可能に



(参考) バス路線の評価基準

| 指標(利用者数/便) | 幹線   | 支線      |
|------------|------|---------|
| 5.0人～      | 現状維持 | 現状維持    |
| 1.0人～4.9人  | 効率化  | 運行形態の転換 |
| ～0.9人      | 効率化  | 廃止等     |

＜今後予定するバス路線の再編＞

- ① 区域運行の導入(R8 名立区、R9 金谷区、R9 吉川区)
  - ・小型車両による区域運行を導入する。
- ② 互助輸送への転換(R8 中郷区、清里区)
  - ・住民組織等による自家有償旅客運送に転換する。
- ③ 総合病院の閉院に伴うバス路線の再編(R8 合併前の上越市)

# 上田市・青木村地域公共交通利便増進実施計画(概要)

新規(令和7年9月認定)

上田市・青木村では、公共交通ネットワークの維持及びサービスレベルの確保のため、

- 効率性や地域ニーズを反映した**地域公共交通ネットワークの再編**、**ゾーン制運賃の導入**や**キャッシュレス化の推進**等による**公共交通利用環境の改善**により、**地域住民や観光客双方の利便性向上**を図る。
- また、市とバス事業者の間で5年の運行協定を締結し、バス事業者への公的支援を拡充することで、**交通事業者の経営基盤強化**を図り、**地域公共交通の持続可能性の向上**に繋げる。

## 事業の内容

- ① 地域公共交通ネットワークの再編**【法第2条13号イ(1,2)、ロ(2)、ハ】  
(傍陽線、菅平高原線、真田線、塩田線、久保林線、祢津線、鹿教湯線、青木線等)  
市内バス路線について、折り返し重複区間の解消や、地域ニーズを反映したルート変更(多くの商業施設や病院等への乗り入れ・観光客の多いエリアへの延伸・交通結節点である上田駅を始点とする等)を実施。  
また、増便やパターンダイヤ化により利用しやすいダイヤ設定を実施。
- ② 公共交通利用環境の改善**【法第2条13号ロ(1)、ハ】  
市内バス路線について、ゾーン制運賃(初乗り100円、ゾーン跨ぎ100円)を導入する。併せて、チケットQRの共通化や利用者に分かりやすいバス路線図・時刻表の作成、GTFSの整備を実施。
- ③ 交通事業者の経営基盤強化**【法第2条13号ハ】  
市とバス事業者の間で5年の運行協定を締結し、バス事業者への公的支援を拡充。

## 事業の効果

### ・地域公共交通の利便性の向上

地域ニーズに応じたルート変更、ゾーン制運賃の導入やキャッシュレス化の推進により、地域住民や観光客の利便性が向上。

### ・地域公共交通の持続可能性の向上

市とバス事業者間で5年の運行協定を締結し、バス事業者への公的支援を拡充することで、長期安定的な交通サービスを確保。

- ・作成自治体：長野県上田市、青木村
- ・事業実施区域：上田市及び青木村の全域
- ・事業実施予定期間：令和7年10月～令和12年9月

## 再編後の地域交通ネットワーク



# 須坂市地域公共交通利便増進実施計画（概要）

- 須坂市では、市民への移動実態に関するアンケート調査を実施し、現在のバスルートが必ずしも外出ニーズと一致していないことを確認した。また、市内県立高校が2029年度に再編統合が予定されていること、令和7年10月に大型商業施設の開業が予定されており、市の新しい拠点となることが見込まれていることから、**すざか市民バス路線の一部を再編し、交通ネットワーク全体の利便性向上を図る。**
- 小学生から大学生までを対象とした**学生通学乗り放題定期を導入し**、すざか市民バスの全路線と屋代須坂線・須坂屋島線のうち須坂市内の区間を乗り放題とする。また、学生のバス利用を促すことにより、家族の送迎負担の軽減を図る。

## 事業の内容

### ①乗合バスに係る路線等の編成の変更【法第2条第13号イ】

○すざか市民バスの再編

- ・仙仁線 … ルートの変更、新設停留所の設置
- ・米子線 … ルートの変更、新設停留所の設置、運行本数の見直し
- ・明徳団地線 … ルートの変更、新設停留所の設置
- ・北相之島線 … ルートの変更、運行本数の見直し

### ②運賃又は料金の設定【法第2条第13号ロ】

- ・学生通学乗り放題定期

### ③地域公共交通の利用者の利便の増進に資する措置【法第2条第13号ハ】

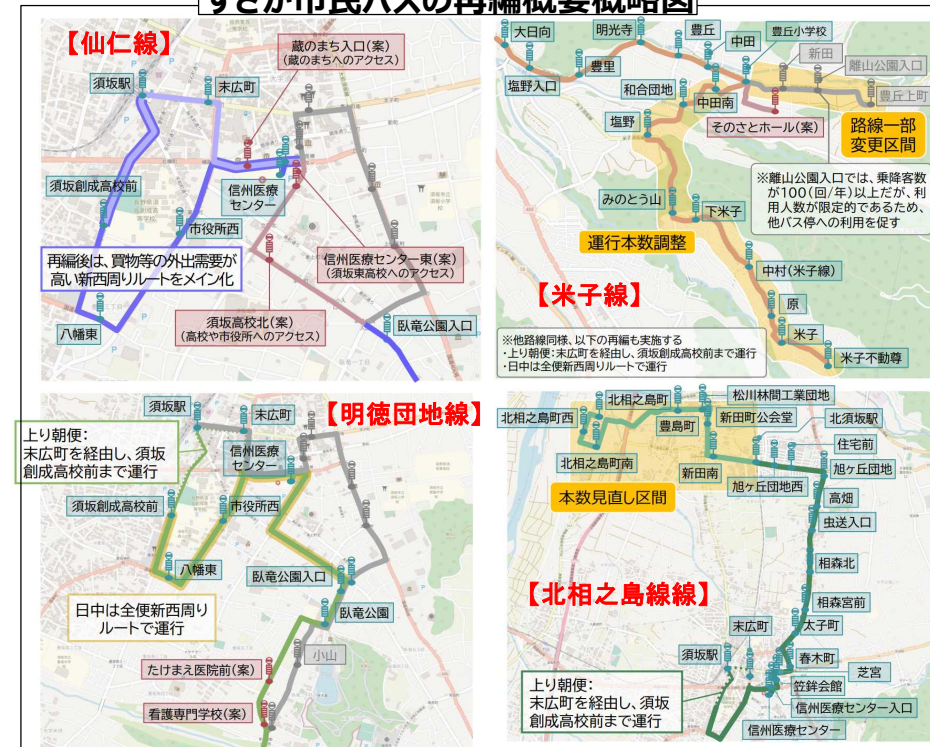
- ・須坂駅での長電への接続を考慮したダイヤ変更
- ・すざか乗合タクシーお試し券の配布
- ・既存停留所の名称変更

## 事業の効果

### すざか市民バスの利用者数の増加（買物利用、学生利用など）

- ・市民の外出先となっている商業施設や、通学先の高校の周辺を通るルートへ変更することで、外出先へのアクセス性が向上し、利用者の増加が見込まれる。
- ・また、須坂駅における鉄道との接続や高校の始業時間に合わせたダイヤへ変更することで、利用者の増加が見込まれる。特に、上りの朝便について、須坂創成高校前を終点とすることで、通学需要の増加が見込まれる。さらに、学生通学乗り放題定期の購入により、利用者数の増加が期待される。

## すざか市民バスの再編概要概略図



- ・作成自治体 長野県須坂市
- ・事業実施区域 須坂市内全域
- ・事業実施予定期間 R7年10月～R11年3月

# 木曽地域公共交通利便増進実施計画（概要）

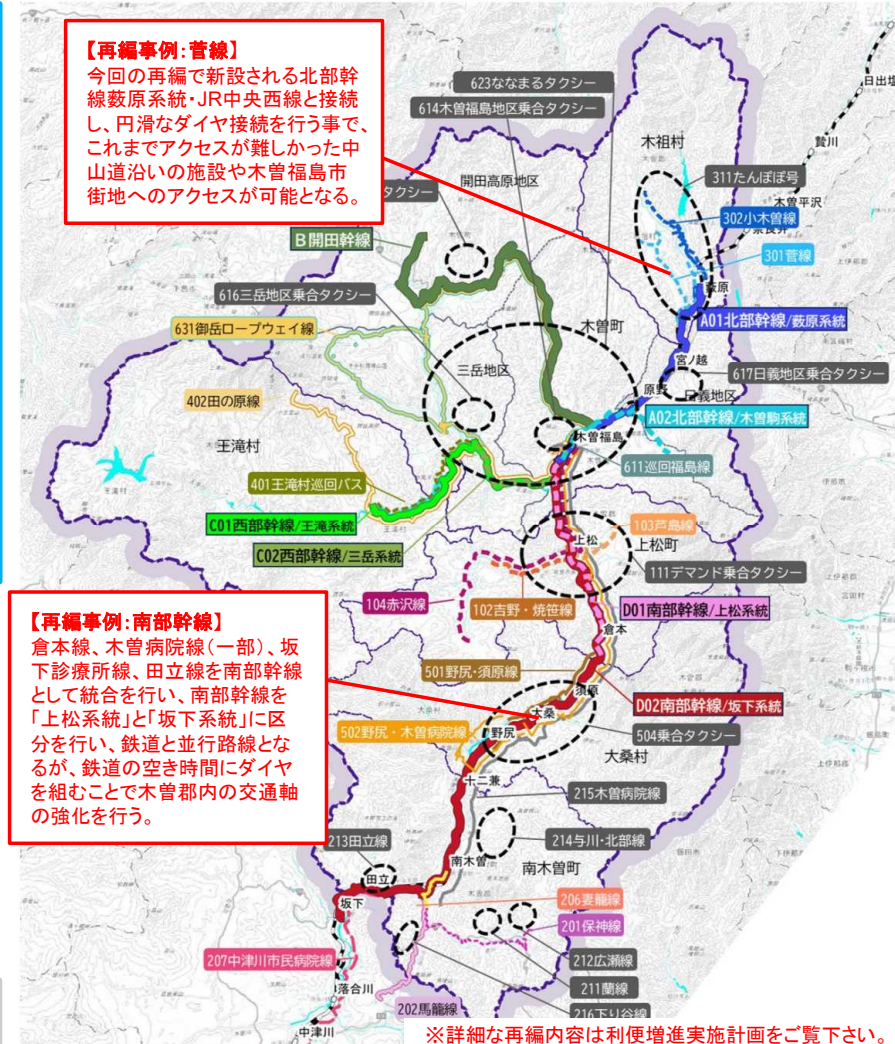
- 木曽地域では、6町村（上松町、南木曽町、木曽町、木祖村、王滝村、大桑村）がそれぞれ運行していたコミュニティバスや乗合タクシーなどの39路線について、重複の解消、運行の効率化による利便性の向上を目指し、4幹線7系統（地域間幹線系統）と29路線の地域内路線に再編を図る。
- 併せて、各町村が独自に運行していたコミュニティバスや乗合タクシー等の運賃についても、一定の収益性を確保する観点及びJR運賃との整合性を踏まえ、広域幹線についてはゾーン運賃を導入し、フィーダー路線については幹線との乗継割引を導入することとし、運賃設定にあたっては、現行運賃との整合性や支払いやすい運賃体系になるように見直しを行う。
- 乗合タクシーの予約受付システムの構築、バスの車輌・停留所のデザインの共通化を行う。

## 事業の内容

- ① **木曽地域の路線の幹線・支線の再編**【法第2条第13号イ】
  - ・ 木曽地域の3町3村で右図の形に重複路線の解消、運行の効率化に向けて、路線の再編を実施する。
- ② **ゾーン運賃・乗継割引の設定**【法第2条第13号ロ】
  - ・ 新たに再編を行う幹線系統について、ゾーン運賃を導入する。
  - ・ 幹線とフィーダー線をつなぐ形で病院を受診する等のニーズから、幹線とフィーダー線間について乗継割引を導入する。
- ③ **予約システムの導入など利用者の利便増進に資する措置**【法第2条第13号ハ】
  - ・ 再編を行った13の乗合タクシーについて、インターネットで予約を一元的に受け付けることができるシステムを構築する。
  - ・ 利用者にわかりやすいよう車輌及びバス停についてデザインの共通化を図る。
  - ・ 乗換案内・経路検索への情報提供を行うことで、利便性が大きく向上する。 等

## 事業の効果

- ・ 幹線と支線の重複の解消を行う事で、運行の効率化・運行費用の圧縮を図る。支線に関しては広域幹線への接続を重視したダイヤへ調整、交通結節点の整備をおこなう事で、幹線・支線の円滑な乗り継ぎを行う。
- ・ ゾーン運賃及び乗継割引を導入することで利用者にとってわかりやすく、利用しやすい運賃体系の構築を行う。
- ・ 木曽地域内の乗合タクシーについて予約方法の選択肢が増え、電話受付時間以外での予約が可能に。



- 幹線交通の持続可能な運行の実現に向け、乗車率の低い区間を朝夕のみの運行にする等により**運行効率を向上**
- フルデマンド型での運行サービスを提供し、村内の移動制約や地域格差を解消し、幹線交通との連携により**利便性・効率性・持続可能性の高い公共交通ネットワークを再構築**

事業の内容

①幹線交通（山田温泉線）の運行区間短縮

【法第2条13号イ】  
乗車率の低い区間の運行を朝夕の時間帯以外の系統で廃止

②デマンド交通の区域拡大、フルデマンド化

【法第2条13号イ】  
セミデマンド型と定時定路線型とで運行していた支線交通を統合し、フルデマンド型で村内広範囲を運行

③新たな交通結節点の整備

【法第2条13号ハ】  
高山村役場を新たな交通結節点として整備

④公共交通マップの作成による周知・P R

【法第2条13号ハ】  
各公共交通機関の運行方法や運賃、時刻表、利用方法等に関する情報を「公共交通マップ」として作成し、地域住民に配布するとともに主要施設に設置

事業の効果

・幹線交通の効率性の向上

朝夕時間帯の移動を確保しつつ、運行区間短縮により効率性を高めることで乗車率の高い区間（高山村役場＝須坂駅）の運行が維持される。

・利便性・快適性向上

デマンド交通の区域拡大により、支線交通が行き届いていなかった地域住民の移動手段が確保され、利便性が向上。

- ・作成自治体 長野県高山村
- ・事業実施区域 高山村
- ・事業実施予定期間 R 7 年10月～R 1 2 年 3 月

